

今号の主な内容

- 2面 区政モニターを募集
- 2面 新宿区障害福祉計画を策定
- 3面 子育て支援の手当や医療費助成制度のご利用を
- 4面 新宿区国民保護計画を策定
- 5面 国民健康保険の手続きはお済みですか
- 5面 (福)は6月30日で終了します

広報 しんじゅく

平成19年(2007年)

4・15

第1848号

(毎月5・15・25日発行)

発行 新宿区 編集 区政情報課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111 ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>

新宿区議会議員選挙



4月22日(日)
午前7:00～
午後8:00

SUN MON TUE WED THU FRI SAT
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30

新宿区選挙管理委員会・新宿区明るい選挙推進協議会

開票
4月22日(日)午後8時45分から、
新宿コズミックスポーツセンター
(大久保3-1-2)で行います。
※4月22日(日)は、新宿区ホームページ
で投票・開票速報を、ファックス
コード番号1914を選択)で開
票速報を提供します。

区政に生かそう、あなたの一票

区議会議員選挙が今日、告示されました。投票日は4月22日(日)です。期日前投票は16日(月)からできます。これからの区政にあなたの意見を反映させるため、大切な一票を生かして投票しましよう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局 (第1分庁舎3階) ☎(5273)3740へ。

投票できる方

今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方は、満20歳以上(昭和62年4月23日までに生まれた方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、平成19年1月14日までに新宿区に転入届を出し、4月14日現在引き続き新宿区に住んでいる方です。

区外に転出した方

新宿区から区外に転出した方は、新宿区の選挙人名簿に登録されている方で、4月9日までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票をしてください。4月10日以降に区内で転居の届け出をした

方は、旧住所地の投票所で投票してください。

投票所整理券が届かない、または紛失等でお手元にない場合でも、投票所整理券が届かない場合は、投票日当日、投票所の係員にお申し出ください。

体の不自由な方には

目の不自由な方は、点字で投票できます。また、けがなどで自書できない方には係員が投票のお手伝いをします。投票の秘密は固く守られますのでご安心ください。車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

区内で住所を移した方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方で、4月9日までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票をしてください。4月10日以降に区内で転居の届け出をした

「選挙公報」は、4月19日(木)までに、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売の各日刊紙の朝刊に折り込む予定です。

開票

4月22日(日)午後8時45分から、

新宿コズミックスポーツセンター
(大久保3-1-2)で行います。

※4月22日(日)は、新宿区ホームページ
で投票・開票速報を、ファックス
コード番号1914を選択)で開
票速報を提供します。

投票日は4月22日(日)午前7時～午後8時

新宿区議会議員選挙

「期日前投票」と「不在者投票」のご案内

いずれも、投票日当日に投票所に行けない方のための制度です。該当する方はご利用ください。

◎期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行けない方は期日前投票ができます。

【日時・会場】表1のとおり(住所地にかかるわざ、いずれの期日前投票所もご利用いただけます)。

覚の障害の程度が1級の方)または戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症(第2項症の方)は、事前に手続きをすることにより、代理記載制度が利用できます。

●その他の不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが困難で表2に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月18日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、郵便等による不在者投票がご自分でできます。

旅行地・滞在地の選挙管理委員会でも不在者投票をすることができるます。その場合、投票用紙等を郵送しますので、お早めに区選挙管理委員会まで申し出してください。

●郵便等による不在者投票での

身体が不自由なため投票所に行くことが困難で表2に該当する方は、手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症(第2項症の方)は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月18日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、郵便等による不在者投票がご自分でできます。

旅行地・滞在地の選挙管理委員会でも不在者投票をすることができるます。その場合、投票用紙等を郵送しますので、お早めに区選挙管理委員会まで申し出してください。



コラム 新宿まち・人・しごと

4月はスタートの季節、四谷地区ではこの4月、3つの小学校が統合し、四谷小学校が開校しました。この小学校には区内で初めての幼保一元化施設「四谷子ども園」が併設されています。

区長 中山 なかやま

弘子 ひろこ